

# 松戸市地域生活支援拠点等整備イメージ図

## 地域生活支援拠点等整備とは…

松戸市が主体となり地域生活支援拠点等を整備します。

《松戸市(障害福祉課)》



障害のある方が地域で安心して生活していけるように、サービス体制を構築していくものです。  
具体的には、障害の重度化、高齢化、親による介護等が難しくなった場合に備えるため、以下の5つの機能を地域の実情に応じて整備するものです。

- ①相談…緊急時における相談やサービス調整
- ②緊急時の受け入れ・対応…介護者が急病等で不在となった場合の短期入所等の利用支援
- ③体験の機会・場…自立した生活を見据えた、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の場の提供
- ④専門的人材の確保・養成…医療的ケアや行動障害等に対応できる体制や人材の養成
- ⑤地域の体制づくり…様々なニーズに対応できるサービス体制等の構築

### 連携・協力

(R5.11月末現在)	障害者	障害児	計	R4年度末 +76人
事前登録者数(R3~累計)	123	69	192	
緊急一時利用者数(R5.4~)	7	2	9	
体験利用者数(R5.4~)	330	14	344	

令和5年12月8日  
第2回運営協議会  
開催

《基幹相談支援センター(中央・小金・常盤平)》  
(地域生活支援拠点等運営協議会事務局)

機能:①相談④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり

《緊急一時保護運営事業者》

機能:②緊急時の受け入れ・対応  
③体験の機会・場(短期入所)

R4年度末  
+1か所

登録事業所  
5か所(R5.12月末現在)

《相談支援事業者》

機能:①相談(緊急利用に備えた事前登録や、コーディネーターとして緊急時の受け入れ支援)  
⑤地域の体制づくり

必要な情報の提供、支援

相談

・緊急用居室の提供(必要に応じて◆の事業者をご案内)  
・体験の機会・場の提供



・緊急時利用に備えた事前登録(相談支援事業者等経由)  
・体験利用の相談

登録事業所(R5.12月末現在)  
1か所(就労継続支援B型)

体験利用の相談(相談支援事業者等経由)

《体験の機会や場の提供を行う事業者(日中活動系サービス事業者、グループホーム等)》

機能:③体験の機会・場の提供

体験の機会・場の提供

### 本人・家族



登録事業所  
0か所(R5.12月末現在)  
※R6.1月~ 2か所

R4年度末  
+2か所

《◆緊急時の受け入れ・対応を行う事業者(短期入所)》

機能:②緊急時の受け入れ・対応



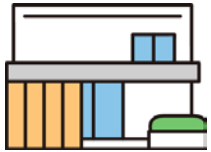
# 松戸市地域生活支援拠点運営状況について

## 継続課題

## 課題への取組み

## 今後の取組

短期入所事業所の拡大



- ・事前登録者の増加により将来的に、短期入所先が不足する恐れがある。現在は委託短期入所事業所の1か所のみであるため、さらなる拡充が必要
- ・医療的ケアが必要な方の緊急一時保護のための短期入所先がない。

- ・松戸市内の短期事業所（医療的ケア対応事業所含む）に、拠点事業所登録の依頼文書を送付した。  
→ **2か所の増加**

- ・短期入所先の登録事業所数の増加を目指し、継続的に事業所に登録の働きかけを行っていく。
- ・他の機能も含めて、地域全体での整備を進めていく。

緊急一時保護の事前登録について



- ・緊急一時保護の飛び込み利用が多く事前登録者数の拡大が必要

- ・障害福祉サービス更新書類の送付時にチラシを同封し、啓発を行った。
- ・広報まつどへの掲載、特別支援学校、民生委員への周知を行った。

- ・継続的な周知による事前登録者の拡大と体験宿泊の実施を通して、緊急時のスムーズな利用につなげていく。
- ・事前登録の件数が少ない障害児を中心に、サービス利用の際の基幹相談支援センターでの聞き取り時に、「緊急一時支援」を周知していく。